

注意： この科目は福岡県内4大学連携科目（西南学院大学開講）です。  
展開・先端科目として認定します。

## 69. 高齢者・障害者問題

授業科目名（カナ）	高齢者・障害者問題 （ コウレイシャ・ショウガイシャモンダイ ）
担当教員名（カナ）	永田 一志 （ ナガタ カズシ ）
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間（後期）	水4、水5（隔週開講）
講義の概要	(1)高齢者・障がい者に関する法制度、(2)高齢者・障がい者に関わる人的・物的資源等、および(3)高齢者・障がい者に特徴的な法律問題を取り上げ、法律家として高齢者や障がい者に対し、どのようにして人としての尊厳を守り、権利を擁護していくことができるかを理解できるものとする。
到達目標	法律実務家として、高齢者や障がい者を支援する人等と協働して高齢者や障がい者が尊厳を持った生活をできるようにする、あるいは高齢者障がい者の権利を擁護するための活動をしていくことができる最低限の知識、ノウハウを取得する。
各回の授業内容	<p>第1講 高齢者・障がい者を取り巻く状況と社会福祉</p> <p>① 高齢者や障がい者の現在の状況</p> <p>① 高齢者の福祉</p> <p>② 障がい者の福祉</p> <p>第2講 ノーマライゼーション、社会福祉基礎構造改革等</p> <p>① 高齢者・障がい者に対する考え方の変化</p> <p>② 社会福祉基礎構造改革の内容と問題点</p> <p>③ 障害者差別解消法</p> <p>第3講 成年後見制度（法定後見①）</p> <p>① 成年後見・保佐・補助の概要</p> <p>② 成年後見制度利用の適否</p> <p>第4講 成年後見制度（法定後見②）</p> <p>① 成年後見人等の職務、実際上の問題点等</p> <p>② 後見制度支援信託</p> <p>第5講 成年後見制度（任意後見）</p> <p>① 任意後見制度概要</p> <p>② 任意後見契約の実際</p> <p>第6講 成年後見人等の権限の限界</p>

	<p>(1) 医療同意の理論的可否と実際の対応  (2) 死後事務</p> <p>第7講 成年後見制度以外の高齢者・障がい者のために利用できる諸制度  (1) 日常生活自立支援事業  (2) 信託</p> <p>第8講 介護保険法、障害者総合支援法  ① 介護保険法の概要  ② 障害者総合支援法の概要</p> <p>第9講 高齢者・障がい者に関わる専門職、施設等  ① 社会福祉士等各種専門職の概要  ② 高齢者のための諸施設の概要  ③ 障がい者のための諸施設の概要</p> <p>第10講 介護・福祉サービスと個人情報保護  ① 介護・福祉サービスと個人情報保護法  ② 個人情報保護と介護福祉サービスにおける情報共有</p> <p>第11講 高齢者・障がい者の虐待問題  ① 高齢者虐待防止法の概要  ② 障害者虐待防止法の概要</p> <p>第12講 高齢者・障がい者の消費者被害  ① 高齢者・障がい者の消費者被害の特徴  ② 高齢者・障がい者の消費者被害の救済方法</p> <p>第13講 高齢者・障がい者とサービス事業者（契約関係）  ① 介護・福祉サービスの契約  ② 契約締結能力、代理等の実際と問題点</p> <p>第14講 高齢者・障がい者とサービス事業者（介護事故等）  ① リスクマネジメント  ② 介護事故の検討（判例検討）</p> <p>第15講 サービス評価制度・苦情解決制度  ① 福祉サービス評価制度の意義及びその内容  ② 苦情解決制度の意義及びその内容</p>
成績評価の方法	<p>期末のレポートと講義の出席状況等の平常点による。レポート結果を9割、出席状況等の平常点を1割の割合で勘案して成績評価をする。  なお、レポートは12月中旬に課題を示し、翌年1月下旬を提出期限とする。  （詳細は12月に入って明示する。）</p>
成績評価の基準	<p>レポートについては、基本的な知識の修得度、出題趣旨に添った課題対応能力などを評価する。</p>

	平常点は、出席状況及び発言内容等を評価する。正当な理由のない欠席・遅刻は減点（欠席は1回につき1点、遅刻・早退は1回につき0.5点）する。また正当な理由のない欠席が3分の1を超えるときは、レポート提出を認めない。
準備・事後学習についての具体的な指示	民法（総則、契約法、親族法）の基本的なところを習得していること。なお、講義は毎回具体的事例を想定して行い、できる限り学生の発言を求める形で進める。
教科書・参考文献	教科書等は特に指定しない。 各回において、事前に講義内容のレジメを配布する。
履修条件	特になし。